

## 4. 二次災害への対策

### 4-1. 余震

大きな地震の後しばらくの間は余震が続くと考えられる。この間は、二次災害の発生を防ぐため、また、被災地の混乱を避けるため、浄化槽への（「詳細確認」以降の）対応を実施することは避ける。目安として、警戒区域の指定や避難勧告（指示）が解除されたことを対応開始時期とする。

ただし、本震の規模が大きいほど大規模な余震の発生が懸念される。したがって、大規模地震の後には、上記の目安によらず対応の開始時期を遅らせる等、安全に配慮した柔軟な対応を図るよう留意する。

### 4-2. 津波

沿岸地域での地震の場合、津波に関する気象情報を収集する。津波の発生の恐れがある場合は、まず避難する。浄化槽への（「詳細確認」以降の）対応時期の目安は、警戒区域の指定や避難勧告（指示）、大雨・洪水・津波等の各種警報並びに注意報が解除された時点を開始時期とする。

ただし、前項「(1)余震」で述べたとおり、大規模な地震の後には大きな余震が懸念され、これに伴う津波の発生は予測不可能である。したがって、大規模地震の後には上記の目安によらず、安全に配慮した柔軟な対応を図るよう留意する。

### 4-3. 水害

広範囲における長時間の記録的な大雨や局地的な集中豪雨が発生した場合、道路や路肩等の地盤が緩くなることがあるため、バキューム車やダンパー車等の重量のある車両が通行した場合、道路崩壊により車両が滑落する等、二次災害に見舞われる恐れがある。また、時間遅れで河川が氾濫することで道路が冠水し通行できなくなる恐れもある。

したがって、住民より要請があっても、救援対応のタイミングについては冷静な判断が求められる。